

広 労 発 基 0427 第 2 号
平 成 28 年 4 月 28 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 椋田 昌夫 殿

広島労働局長



バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請について

労働基準行政の推進につきまして、日頃より御理解を賜り感謝申し上げます。

さて、平成28年1月15日、長野県軽井沢町の国道18号において、貸切バスの運行中、バス運転者2名を含む15名が死亡し、26名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生しました。

このような事故の発生は、乗客の生命がおびやかされるということのみならず、交通労働災害防止の観点からも看過しえないものです。

厚生労働省では労働基準監督署において、貸切バス事業者に対する、緊急の集中監督を行ったところですが、別紙のとおり、一部の事業場においては、時間外及び休日労働に関する労使協定を超える時間外労働を行わせている、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、「改善基準告示」という。）に定める拘束時間を超えている、法令に定める健康診断を行っていないなどの事案が認められたところ です。

今回の事故原因については明らかになっておりませんが、交通労働災害の発生を防止するためには労働基準法、労働安全衛生法等の法令をはじめ、改善基準告示や交通労働災害防止のためのガイドライン等を遵守していただくことが重要です。

貴職におかれましては、傘下の会員に対し、特に下記の事項について、改めて徹底を御指導いただきますようお願いいたします。

記

- 1 バス運転者の労働時間等については、労働基準法及び改善基準告示に定められた規定の遵守を、改めて徹底すること。
- 2 長時間にわたる時間外・休日労働を行ったバス運転者に対しては、労働安全衛生法に基づく面接指導等を行うとともに、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずること。
- 3 バス運転者の健康管理を適切に行うため、労働安全衛生法に基づく健康診断を確実に実施すること。また、所見が認められたバス運転者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な就業上の措置を講ずること。
- 4 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理、乗務開始前の点呼等の実施、適正な走行計画の作成など、適切な措置を講ずること。